

<川越市>

▼川越市・市道不正認定住民訴訟▼

「第2回公判(7月4日)傍聴記」

川越市の市道 5565 号線をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟<平成 30 年(行
ウ)第 10 号事件>の 2 回目の期日が、さいたま地裁 C 棟 105 法廷(谷口豊裁判長)に
て開かれた。設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出
をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴
訟だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

— 過去記事 —

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe53

大勢の傍聴人が見守る中、原告の川越市民代理人は「清水勉弁護士・出口かお
り弁護士」。被告である川越市の代理人は「馬橋隆起弁護士」。

特に紛争解決のエキスパートとして知られ法曹界では定評のある弁護士のよう
だ。法律関係の著作も多くあり、まさに本件住民訴訟で問題にしている市道認定
をめぐる事件には最適の弁護士ともいえよう。

このような法律家に代理人を依頼する川越市担当課職員らは、川合善明市長の
意向と関係なく、粛々と正しい行政対応をしようとしているようにも見える。

この日の裁判では、川越市が住民の訴えの内容について「川合市長の不法行為
の内容をもう少し明らかにしてもらいたい」とする意見を述べることもあった
が、谷口裁判長は「不正に市道認定したことが問題ということですね？」と原告
が主張する主旨を理解していた。

ただ、不法行為の主張の中に一部、不当利得返還請求の法律構成とも受け取れる書きぶりがあった点や、川越市が川合市長らに対する損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であることについても、原告らに主張してもらいたいとの川越市代理人の要望を受け入れて一週間後を目途に原告らにおいて、この点の主張を補充する書面を提出することになった。

川越市側は、この補充書面を受け取った後、次回期日（9月5日）の一週間くらい前までに、原告らの訴状や求釈明申立てに対する書面を提出することになった。清水弁護士は、別事件の川合市長名誉毀損裁判の時と同様に、裁判後に傍聴人市民を集めてレクチャーを行った。

★

★

★

— 清水勉弁護士の解説 —

住民訴訟は、昔は不正行為をした張本人を被告として訴えることができました。

本件でいえば、川合市長個人や、川合市長に働きかけをした齊木元市議らを被告として、川合市長が違法に市道認定して工事費用を川越市に支出されたこと責任、これを齊木元市議らが川合市長に働きかけたこと責任を問うことができた訳です。

しかし、地方自治法の改正により住民は、不法行為をした者を直接訴えることはできなくなりました。代わりに自治体（本件では川越市）を被告として、「川越市に対して不法行為を働き、市に損害を与えた者がいるから、川越市はその者らに対して損害賠償請求をせよ」という訴えを起こす形になりました。

ただ川越市は、不法行為をした張本人ではないから住民からこのような訴えを提起されても、その不法行為の内容を詳しく教えてもらわないとよくわからない。当時も今も、川合氏が市長を務めているんだから、川合さんに聞けばわかるはずだと住民の皆さんが考えるのは尤もですが、法律上はそうもいかないのです。

こちらの訴えは、川合市長と齊木元市議らが共同して不正な市道認定が行われ、そのために川越市は市民の大事な税金を出さなきゃいけなくなったというストーリーですが、この点は裁判所も被告代理人も「あ、その構成なら裁判できますね」と同意したわけです。この構成を書面上も明確にわかるようにした上で、川越市がこれに対し

て反論する。これにより次回以降、明確になった法律構成を踏まえて、市道認定にまつわる事実経過などの中身の議論に入っていくことになるでしょう。

また、今回は訴訟告知をしています。

訴訟告知というのは、本当は責任を負わなきゃいけない人間が被告になっていない裁判の時に、あなたも事件に関係あるんだからねと告知する制度で、今回ではその対象は「川合市長と齊木元市議」になります。

いまは、川越市が川合市長と齊木元市議の代理戦争をしているようなものですが、川越市は手を抜けば裁判には敗けてしまう。敗けないためには訴訟告知対象になっている川合市長や齊木元市議も裁判に参加して闘わなければならなくなります。

どうしてかというと、市長が変わったとしたら川越市と川合氏の利害関係も変わっちゃうんですから…。川合市長も齊木元市議も訴訟告知されているこの裁判で負けないため、それぞれの代理人(弁護士)を立ててくる可能性があります。

お楽しみはこれからです。

★

★

★

毎回、清水弁護士のレクチャーは勉強になる上に、一種のエンターテインメント性さえ感じさせてくれる。

想像するに「悪だくみ」の張本人たちは「住民訴訟なんて市の財政しか訴えられないんだから、こっちは安泰だ。担当職員たちにやらせとけばいい。」とでも高を括っているのだろうが、そう都合良く事は運ばないだろう。

次回期日は、さいたま地裁<浦和>にて9月5日(水) 11時となった。

引き続き、市民諸氏の傍聴を呼びかけたい。